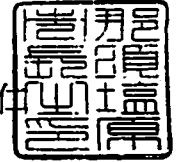




那 塩 下 第 2 5 号
平成 2 1 年 5 月 1 1 日

那須塩原市下水道審議会 会長 様

那須塩原市長 栗川 伸



諮 問 書

那須塩原市下水道審議会規則第 2 条の規定により、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

『今後の下水道事業のあり方について』

諮問の趣旨

下水道は快適な市民生活と地域環境の保全のため不可欠な都市施設であり、本市では市街地から周辺部へと整備が進みつつありますが、多額の事業費を必要とすることから経営の安定化が今まで以上に大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、期待される事業の効率と効果をともに満たすことができるよう、下水道審議会において「今後の下水道事業のあり方について」の答申をいただき、市の下水道事業計画に反映させることといたします。

【下水道審議会関係例規】

● 那須塩原市下水道審議会規則

平成 17 年 1 月 1 日

規則第 146 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那須塩原市下水道条例（平成 17 年那須塩原市条例第 191 号）第 41 条の規定に基づき、那須塩原市下水道審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 下水道の基本的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか下水道に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道を使用する者
- (3) 下水道に関係する団体の構成員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が当該職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選とする。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議会の決定事項を市長に答申しなければならない。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

● 那須塩原市下水道条例（抄）

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 191 号

(審議会)

第 41 条 市長は、公共下水道事業に関し必要な事項を調査審議させるため、那須塩原市下水道審議会を置く。

下水道審議会委員名簿(50音順)

平成23年3月28日現在

	役職	氏名	選出区分	関係団体名、職業等
1		相田 公司	下水道関係団体	塩原温泉観光協会
2	会長	太田 正	学識経験者	(作新学院大)
3	副会長	金子 清次	下水道関係団体	那珂川北部漁業協同組合
4		菊地 創	学識経験者	(元アジア学院校長)
5		坂内 敏夫	下水道関係団体	自治会長連絡協議会
6		坂内 正明	下水道関係団体	塩原漁業協同組合
7		三本木鉄男	下水道関係団体	自治会長連絡協議会
8		渋井 節子	下水道関係団体	黒磯観光協会
9		鈴木 隆子	下水道関係団体	黒磯商工会
10		関谷 直人	下水道関係団体	西那須野商工会
11		長谷川幸子	下水道関係団体	地域婦人会連絡協議会
12		星野恵美子	下水道関係団体	那須野ヶ原土地改良区連合
13		松本 勇	下水道関係団体	自治会長連絡協議会
14		室井 房江	下水道関係団体	消費生活推進連絡会
15		吉田 志麻	下水道使用者	(公募による委員)

審議経過

下水道審議会の開催した時期及び審議した事項を以下に示します。

回数	開催時期	審議内容
第1回	平成21年 5月11日(月)	①委嘱状の交付、会長・副会長の選出、諮問 ②下水道事業の現状説明
第2回	平成21年 6月29日(月)	①下水道関連施設（塩原水処理センター、黒磯水処理センター及び東部地区浄化センター）現場見学
第3回	平成21年 8月18日(火)	①現地視察の確認と課題の整理 ②「都市計画マスタープラン」及び「環境基本計画」の概要説明 ③下水道の将来像 ④優先的課題への対応 ⑤今後のスケジュール
第4回	平成21年 10月26日(月)	①生活排水処理構想作成方針、全体計画見直し案の提示 ②優先課題に対する対応方針 ③今後のスケジュール
第5回	平成21年 12月21日(月)	①集合処理と個別処理の費用負担の比較について ②下水道中期ビジョンの基本理念と基本方針案 ③今後のスケジュール
第6回	平成22年 2月15日(月)	①合併浄化槽に関する方針、雨水整備の方針 ②生活排水処理構想、全体計画見直し内容 ③下水道中期ビジョン(現状と課題・今後の施策の体系) ④パブリックコメントについて ⑤今後のスケジュール
第7回	平成22年 4月30日(金)	①パブリックコメント結果報告 ②中間答申(案)について ③今後のスケジュール
第8回	平成22年 5月31日(月)	①生活排水処理構想、共下水道全体計画の見直し内容について ②下水道事業の経営状況について ③今後のスケジュール
第9回	平成22年 8月23日(月)	①下水道中期ビジョンの実施状況について ②下水道事業の現状と経営の見通し(財政シミュレーション) ③今後のスケジュール
第10回	平成22年 10月15日(金)	①バランス(コスト～事業効果～リスク)を考慮した事業計画検討 ②下水道事業の経営の方向性 ③今後のスケジュール
第11回	平成22年 12月20日(月)	①財政シミュレーションについて ②審議会答申書の構成について ③今後のスケジュール
第12回	平成23年 1月28日(金)	①下水道中期ビジョン(案)について ②パブリックコメントについて
第13回	平成23年 3月3日(木)	①パブリックコメント結果報告 ②審議会答申書(案)について
第14回	平成23年 3月28日(月)	①下水道中期ビジョンについて ②審議会答申書について ③答申